

情報公開・個人情報保護制度のしくみ

情報公開制度

市が持っている情報は、市民のみなさんとの共有の財産です。情報公開制度というのは、だれでも、市が持っている情報を見たいときに、いつでも、公開の請求をすることができる権利を保障したものです。

公開を請求できる人

だれでも、市政情報の公開を請求できます。

公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など市のすべての機関において、公開を実施します。

公開を請求できる情報

市政情報は、作成したり、受け取ったりしたときから、公開の対象となります。

公開することができない情報

法令で明らかに公開できないとされているもの
個人のプライバシーに関するもの
企業や個人の事業活動に関するもの
市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

救済の制度

請求した情報が公開できないと決定されたときに、その決定に不服がある人は、不服申立てができます。不服の申立てがあると、情報公開審査会が、その決定が適当かどうか審査して答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、その本人に関する情報の流れをコントロールする権利を保障することが大切です。

個人情報保護制度というのは、市が持っている個人の情報をその本人が見たり、誤りを訂正できたりする権利を保障したものです。

開示等の請求

自分の情報は、見て知ることができます（開示請求）

自分の情報に、誤りがあれば、訂正を求めることができます（訂正請求）

自分の情報が、間違って集められたりしたら、削除を求めることができます（削除請求）

自分の情報が間違っ使用されたりしたら、使用の中止を求めることができます（中止請求）

情報公開総合窓口

市役所本庁舎2階にある「情報公開総合窓口」では、市政情報の公開請求や個人情報の開示請求などの受付、制度の案内を行っています。

市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都や他の自治体

開示できない個人情報

法令で明らかに開示できないとされているもの
第三者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
医療に関するもののうち、本人が診療を受けた医療機関から診療上支障が生じない旨の確認がとれないもの
市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

実施機関が個人情報保護委員会の意見を聴いて決めたもの

個人情報の適正な取扱い

個人の情報の適正な取扱いを図るため、保管などの届出、収集・利用などの制限、改ざんなどの事故の防止など必要な措置を講じています。

救済の制度

自分の情報の処理について苦情があるときは、苦情の申出をすることができます。また、開示などの請求が認められないときは、不服の申立てをすることができます。不服の申立てがあると、個人情報保護審査会が、その決定が適当かどうか審査して、答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

制度を利用する場合は

請求の方法

情報公開・個人情報の開示などの請求は、市役所本庁舎2階「情報公開総合窓口」にお越しください。所定の請求書があります。情報がどこの課の仕事かわからないときは、ご相談ください。「市政情報目録・個人情報目録」も備え付けてあります。

電話や口頭での請求はできません。

公開等の決定

原則として、請求した日から15日以内に、公開・開示するかどうかを決定して、お知らせします。

公開などの方法

情報の公開・開示は、「情報公開総合窓口」で、文書の原本を見ていただけます。原本をお見せできないときは、その写しにより見ていただくこともあります。自分の情報を見るときは、本人であることを証明する運転免許証、保険証などが必要です。

費用

無料です。情報の写し（コピー）が必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費を負担していただけます。

の刊行物、官報、白書などを備えています。また、複写機も設置（1面10円）しています。

市の刊行物を販売しています

市で作成した刊行物を広く提供できるよう、有償での頒布を行っています。

⇒ 情報公開総合窓口 ☎内線2214

平成15年度

情報公開

別表 平成15年6月以降に追加・変更された記録項目【追加】

障害者福祉	医療費助成管理（世帯番号開始年月、診療年月日、入院・外来の別、一部負担金、費用額、実日数、医療機関名、医療機関コード、現金給付支給決定年月日、現金給付支給金額、現金給付支払年月日、高額医療費支給決定年月日、高額医療費支給金額、高額医療費支払年月日、高額医療費支給申請書受付年月日、食事療養費、診療種別、薬剤一部負担、保険対象自己負担額、課税区分）東京都重度心身障害者手当管理（申請年月日、申請事由、認定年月日、支給開始年月、資格喪失年月日、喪失理由コード、認定番号、配偶者・扶養義務者氏名、配偶者・扶養義務者住所、配偶者・扶養義務者電話番号、配偶者・扶養義務者住民番号、扶養義務者の続柄）特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当経過措置管理（手当種別、申請年月日、認定年月日、障害程度、有期認定年月、支給開始年月、資格喪失年月日、喪失理由コード、認定番号、配偶者・扶養義務者氏名、配偶者・扶養義務者住所、配偶者・扶養義務者電話番号、配偶者・扶養義務者住民番号、扶養義務者の続柄、手当月額、支給改定年月、支給終了年月、支給年度、支給期、支給金額、支給月日）
精神障害者福祉	氏名（漢字・カタカナ）、住所、性別、生年月日、手帳番号、通院医療公費負担受給者番号、精神障害者保険福祉手帳業務（手帳の等級、交付年月日、手帳有効期間（開始年月日、終了年月日）、本人連絡先電話番号、家族連絡先（氏名、続柄、電話番号）診断書・年金証書の別（判定根拠））通院医療公費負担業務・医療費助成業務（保険種別、公費負担有効期間（開始年月日、終了年月日）、医療費助成有効期間（開始年月日、終了年月日）、医療機関名、医療機関所在地、医療機関コード
市長のメールアドレス登録	メールアドレス、市内または市外在住の別、送付希望情報、氏名、住所地域、性別、年代
住居表示新日検索	住居表示実施日、新住所、旧住所、氏名（漢字、フリガナ）

【削除】

小学校児童管理	身体計測（座高）健康診断（眼科検診（色覚異常））
中学校生徒管理	身体計測（座高）健康診断（眼科検診（色覚異常））
職員情報	夜間勤務手当（夜間勤務手当時間数）宿日直手当（支出科目コード、一般回数、土曜日回数）宿日直手当、夜間勤務手当

別表 住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

（平成15年4月から平成16年3月まで）

月	更新処理件数	一日当たり件数
H15年4月	7,448件	355件/日
5月	4,486件	214件/日
6月	3,758件	179件/日
7月	4,119件	187件/日
8月	3,881件	185件/日
9月	3,977件	199件/日
10月	4,076件	194件/日
11月	3,424件	190件/日
12月	4,143件	188件/日
H16年1月	3,131件	157件/日
2月	3,659件	193件/日
3月	8,723件	379件/日
合計	54,825件	220件/日

この間、三鷹市では「個人情報保護条例」をはじめ、「住民基本台帳カード発行件数」は別表のとおりとなっています。また、平成15年度中の本人確認情報の更新処理件数は、一日平均220件（別表のとおり）となっています。

別表 住民基本台帳カード発行等件数

年度	住民基本台帳カード発行件数	住民票の写しの広域交付件数	電子証明書発行件数
平成15年度	683件	95件	55件
平成16年4月	56件	11件	5件

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況

順調に運用されています

平成14年8月に第1次サービス、平成15年8月に第2次サービスを開始した住民基本台帳ネットワークシステムでは、市民のみなさんの氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と住民票コードと変更情報（本人確認情報）といえます）を専用の通信回線を利用して、東京都の住民基本台帳用のコンピュータに送信しています。

平成15年度中の本人確認情報の更新処理件数は、一日平均220件（別表のとおり）となっています。

第2次サービスの開始により、住民基本台帳カードの交付や住民票の写しの広域交付などが受けられるようになりました。1月27日からは、公的個人認証サービスも開始され、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納ができるようになりました。電子証明書は、専用の電子回線を使用して東京都知事が発行するものです。開始以来の住民基本台帳カード発行件数などは別表のとおりとなっています。

また、平成16年2月には外部からの侵入テストを実施し、特に問題点などはありませんでした。

↓ 市民課届出・証明係 ☎内線2326